

仕 様 書

1 業務の名称

建設産業 PR 動画制作業務

2 業務の目的・概要

建設産業の担い手確保に向け、現在建設業に関心がない層に対し、興味関心の度合いに応じて「入り口は広く、段々と深く狭く」を意識しながら現場作業の固定カメラ映像（タイムラプス形式）に対して、段階的な解説および目を惹く編集等を加えた動画を作成・視聴してもらうことで、動画視聴後に建設業の魅力を認識すると共に、別の建設業関連動画やWEBサイト等を調べる意欲を持たせることを目的とする。

3 制作動画の種類

以下の動画を制作する。

・道路新設工事現場の段階的解説タイムラプス動画

○段階的な構成の例

【主な対象】	【段階】	【概要】	【時間】
①関心のない層	①注意を惹く	ショート動画 （施工前後状況の対比等）	1分*
②注意を惹かれた層	②興味を持たせる	解説：工事目的や内容	1分～2分
（少しでも） ③興味を持った層	③ちょっとした 理解・新知識	解説：業者の役割分担	2分～3分
（少しでも） ④理解・知識がある層	④より引き込む	解説：人物紹介＋詳細解説など	5分

* ショート動画は、スマホ等で見やすい「縦版」とPC画面などで見やすい「横版」（＝画角（アスペクト比）16：9）の2種類作成すること。他は「横版」の作成のみで良い。

4 制作動画の尺

- ・1分程度×2本（縦版、横版）
 - ・1分～2分程度×1本
 - ・2分～3分程度×1本
 - ・5分程度×1本
- 計5本

5 業務内容

(1) 現場の確認

※道路工事：1回（半日）、照明工事：1回（半日）

計2回（計1日）の想定

(2) 編集

工事現場で撮影した6ヶ月間程度の固定カメラ映像等（1か月あたり約2分前後にまとめたタイムラプス動画を委託者から提供。）に対して、企画・構成案を提案および協議し、委託者の了解を得た上で、委託者が提供する説明資料、字幕

原稿、写真・動画データ及び編集指示書などを基に、工事目的や内容、各施工業者の役割分担、施工業者のコメント等を加え、視聴者の目を引くような編集作業を行うこと。編集作業にはリデザインを含み、要点を抑えた効果的な字幕・加工等を適宜挿入すること。校正は各動画3回程度を想定している。

(3) サムネイルの作成

(4) オープニング動画（アイキャッチ）の作成

5秒程度のオープニング動画（アイキャッチ）を作成すること

(5) BGM及び音響効果の挿入

映像やナレーションと調和するBGM及び音響効果を受託者の責により用意すること。なお、BGM及び音響効果は、著作権等の権利が他者に帰属していないフリーのもの、又はその権利を受託者が所有しているもの、あるいはその権利を受託者の責により獲得したものとする。また、その著作権等は全て委託者に帰属する。

(6) 工事関係者のイラスト化

工事関係者（現場代理人、作業員、重機オペレーター等 計7人程度）について顔を中心にイラスト化すること。イラストは動画で使用することを想定している

(7) その他

ア 業務の着手にあたっては、契約後、スケジュールや業務実施方法等を事前に委託者と協議し、承諾を得ること。また、業務実施中も委託者と連絡を密にし、疑義が生じたときは、その都度委託者の確認を得ること。

イ 構成については、委託者が企画立案するものを基本とするが、業務の実施に当たって、受託者と委託者とで十分に協議し、受託者は企画内容の調整や編集内容の提案、必要に応じて委託者へのアドバイス等を行なうものとする。

(8) 想定スケジュール

作業工程及びスケジュールは概ね次のとおり予定している。

契約直後～12月中旬頃	受託者と協議、現場確認、構成案協議 委託者から随時動画提供
12月下旬頃	初稿渡し予定
1月上旬～3月上旬	編集、校正
3月上旬	納品

6 納品（成果物）

(1) ファイル形式など

MP4形式、フルHD

(2) 納品枚数

DVD-R×1枚

DVD-Rには動画の完成物をそれぞれ保存するとともに、受託者が撮影した写真、動画、音声等についても保存したものを納品すること。

※ なお、納品データについては、いずれもWindowsパソコンで読み込めるものとする。

7 納入期限及び納入場所

令和8年3月6日（金）札幌市建設局土木部業務課

8 その他

- (1) 本業務履行に当たり、本仕様書定めのない事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (6) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

9 担当

札幌市建設局土木部業務課 宮岡（TEL: 011-211-2612）